

<2025年度(令和7年度)からの日本学生支援機構奨学金制度の変更点について>

2024年12月現在

◎高等教育の修学支援新制度における、多子世帯への大学授業料等無償化について

2024年度(令和6年度)から多子世帯に対する修学支援新制度による支援が行われていますが、2025年度より支援対象が拡大されます。多子世帯に属する学生に対して、大学の入学金・授業料等を国が定める一定額まで所得制限なく減免することが予定されています。

【開始時期】

2025年4月以降(入学生・在学生)

- 2024年度以前から在学している学生(2年生以上)も対象となります。
なお、新規申込を予定されている在学生の方は、2025年3月までに行っていただく手続きはありません。

【減免支援】

[大学]入学金最大26万円・授業料年間最大70万円

- 授業料は前期・後期それぞれ最大35万円を減免します。
- 入学金は2025年度入学した学生のみ減免対象です。納付された金額分が対象となります。
- 年間の授業料減免額は上記のように上限が設定されています。

完全に授業料が全額無償化される制度ではありませんので、ご注意ください。

【所得制限】

所得制限なし

【支援対象】

生計維持者(例:両親等)が扶養する子供の数が3人以上の多子世帯

- 上記条件を満たすのであれば、第一子だけではなく、第二子、第三子も対象となります。
- **社会人で扶養外となる子供(例:第一子)が存在する**など、上記条件を満たさない場合は多子世帯の対象外となります。

【いつの時点での子供の数か?】

2024年度と同様の条件であれば、以下のようになります。

- 2025年4月~7月に申込をされる場合→「**2023年12月31日時点**での子供の数」

※2025年4月時点での子供の数ではありませんのでご注意ください。

※「2023年12月31日時点での子供の数」のため、仮に第一子が2024年3月に大学を卒業しており、既に社会人になっていても、多子世帯の条件を満たすのであれば、支援対象となります。

【修学支援新制度の手続方法について】

修学支援新制度の手続方法は2種類あります。説明会には奨学金を利用される学生自身が参加してください。

- (1) 高校在籍時に、日本学生支援機構奨学金の予約採用申込を行い、支援が決定した 2025 年度入学生
⇒ 本学入学後の「予約採用説明会」に参加し、実施後、速やかに下記の書類を期限までに提出してください。
- ① 「大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」 ※採用時期に応じて高等学校等より配布予定
 - ② 「進学届下書き用紙」 ※上記予約採用説明会にて配布予定
- (2) 大学入学後に新規申込を行う方、または在學生で 2025 年度より新たに申込を行う方
⇒ 本学入学後の「在学採用説明会」に参加して手続方法を把握してください。
- ※ 多子世帯の授業料等無償化については、現時点で詳細な手続方法は公表されておりません。
上記の予約採用説明会・在学採用説明会にてご説明いたします。
- ※ 授業料減免を受けるには、定められた期間内に申請を行い、採否の審査結果を待つ必要があります。
自動的に減免される制度ではありませんので、ご注意ください。

【2025 年度入学予定者で、予約採用候補者となっている方について】

2025 年度入学者の「予約採用候補者決定通知書」において、多子世帯の要件に該当することが確認できた方は、同通知書にその旨が記載されております。多子世帯としての支援を受けられる可能性がありますので、

※「予約採用候補者決定通知書」は採用時期に応じて高等学校等より配布予定となっております。

本学からの配布はありませんので、ご注意ください。

また入学後の日本学生支援機構奨学金の手続にも必要となりますので、大切に保管しておいてください。

【在學生で現在、修学支援新制度の支援を受けている方について】

現在給付奨学生として既に採用されている方は、日本学生支援機構（以下 JASSO）から多子世帯の確認に関わる連絡があった場合、大学を通して手続きを行っていただく可能性があります。対象学生にはユニパを通じてご連絡いたしますので、見逃さないようにしてください。（現時点では JASSO よりそのような連絡はありません。）

【学業成績の要件について】

高等教育の修学支援新制度では、大学等への進学後に学生の十分な学修状況を見極める観点から、学習意欲とともに学修成果についても一定の要件（学業要件）を設けています。

詳細は以下リンク先をご覧ください。

[文部科学省：高等教育の修学支援新制度の学業要件について](#)

本制度の詳細につきましては、文部科学省 HP をご覧ください。（以下リンク先参照）

〔令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化について〕

[文部科学省：令和7年度からの多子世帯の大学等の授業料等減免について（概要）](#)

[文部科学省：令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係る FAQ](#)